



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第44回 シンポジウム「集団的自衛権で本当に国民の命と暮らしが守れるか?～閣議決定を検証する」報告

憲法問題対策センター委員長代行 中本 源太郎 (28期)

2014年11月26日、集団的自衛権行使が国民の命や暮らしにどう影響するのか、しっかりと考えるため、東弁主催で標記シンポジウムが開かれた。

第1部は、元外交官で広島平和研究所所長などを歴任された浅井基文氏の講演。

浅井氏は、戦後日本の出発点がポツダム宣言（徹底した武装解除と軍国主義の清算、民主化の実現）にあり、平和憲法はその具体化であること、ポツダム宣言は今も日本を縛っており、これに背馳する行動は（憲法改正も）許されないと強調された。また、戦後70年を経た国際環境の根本的変化と正確な国際情勢認識（普遍的価値としての人間の尊厳の国際的確立、国際的相互依存の不可逆的進行、戦争の違法化等）を踏まえれば、もはや戦争はあり得ない選択肢となったことを強調され、安全保障環境の変化として言われる「中国脅威論」や「北朝鮮脅威論」の虚構性を指摘された。また、「抑止力論」は、もとはソ連の通常戦力の「脅威」に対抗するための核「抑止」力論であり、軍事的弱者が軍事的強者の脅威に対抗するために核戦力保有を根拠づける主張であったことも紹介された。その上で、安全保障政策としては、平和憲法を堅持し、「力に依らない平和」(9条)を目指して外交を展開すること、国民が既成事実や権威主義に屈さないことが重要であると強調された。

第2部は、浅井基文氏、坂元一哉大阪大学教授、高良鉄美琉球大学教授のパネルディスカッション。筆者が司会を担当した。

討論は①閣議決定による憲法解釈変更と立憲主義、②安全保障環境の評価、抑止力論、③集団的自衛権行使容認の先に起きること、④あるべき安全保障の4つの論点に亘って行われた。紙幅の関係でパネリストの特徴的な発言を紹介する。

● 坂元一哉氏

- * 集団的自衛権は「自衛のための権利」で、憲法の制約の範囲内。
- * 最高裁砂川判決も「わが国が主権国として…自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうる」「…国際情勢の実情に即応して適当と認められるものを選ぶことができる…」としている。
- * 参議院決議（1954年）があり、海外での武力行使に道を開いた訳ではない。
- * 「海を隔てた核保有の巨大国家が海空軍力を急速に強化し、その島は俺の島だから返せ」と言っている。強い抑止力は必要。

● 高良鉄美氏

- * 簡単に内閣の解釈変更で改憲がなされないように立憲主義がある。
- * 「戦争」という歴史の重みに向き合わず、歴史否定の動きがある。
- * 中国を潜在的侵略国家とみなし、軍事的対抗策がベストと主張している。
- * 自民党の改憲案に国防軍がうたわれ、海外派遣が目的の一つとなっている。
- * 集団的自衛権行使に踏み切れればアメリカの要求を断り切れず、戦争に巻き込まれる。
- * アジア地域の国際的平和機構の構築が必要。

● 浅井基文氏

- * 日米同盟の軍事力は中国の軍事力を圧倒しており、中国を脅威と評価することは正しくない。国際相互依存の関係の進行は脅威論に引導を渡している。
- * 21世紀にふさわしい安全保障策はこの国際環境を踏まえた、憲法の平和主義を堅持した外交政策である。

閣議決定による解釈変更の違憲性が指摘されるなか、これを実行に移す法律改正作業が進行している。法律家として引き続きこの動きを見極め、行動することが求められている。